

川口市監査告示第 3 号

地方自治法第199条第4項の規定に基づく定期監査を執行したので同条第9項の規定によりその結果を公表する。

令和2年 2月 3日

川口市監査委員	小	川	春	海
同	星	野	隆	男
同	杉	本	佳	代
同	江	袋	正	敬

監査結果報告書

第1 監査の概要

1 監査の対象及び理由

(1) 監査の対象

消防局・南消防署・北消防署

(2) 選定理由

公正で合理的かつ効率的な市の行政運営確保のため、違法、不正及び不当な事務事業の執行について指摘し、是正を図るとともに、組織及び運営の合理化の観点から必要に応じて意見を付し是正の検討を求めることを基本方針とし、監査年間計画を定め、実施した。

○前回監査期間 平成30年3月1日～平成30年3月27日

2 監査の目的

重要リスクを念頭に、事務の執行が関係法令及び規程等に準拠し、適正で効果的かつ効率的に行われているか関係書類を調査するとともに、関係職員から説明を聴取するなど監査手続きを通じて検証することを目的とする。

3 重要リスク及び監査の着眼点

監査の実施にあたり、重要リスク及び監査の着眼点を次のように設定した。

重要リスク	監査の着眼点
(1) 未収金	ア 調定額・調定の時期は適切か イ 過年度収入未済額は適切に繰り越されているか ウ 債権の管理は適切か、滞納整理の手続きは適時・適切に執られているか
(2) 現金	ア 帳票等と現金は突合しているか イ 紛失・盗難のリスクはないか
(3) 補助金等	ア 必要な手続きは行われているか イ 実績報告は形骸化していないか

	ウ 補助事業の効果の検証は行われているか
(4) 契約事務	ア 安易な随意契約を採用していないか イ 同一時期に同一内容の分割契約はされていないか ウ 検査結果通知書・チェックシートは作成されているか
(5) 財産管理	ア 台帳と現物の実地照合はされているか イ 返納手続きをせずに処分していないか ウ 備品現在高報告書の記入漏れはないか

4 監査の対象期間

平成 30 年 11 月 1 日～令和元年 10 月 31 日

5 監査の実施期間

令和元年 12 月 1 日～令和元年 12 月 26 日

6 監査の実施方法

重要リスク及び監査の着眼点に基づき監査項目を設定し、リスクの程度により試査又は精査による監査を実施した。

(1) 主な監査項目

ア 収入事務

- (ア) 消防施設等使用料
- (イ) 危険物製造所等検査手数料

イ 支出事務

- (ア) 消防団員報酬
- (イ) 講師等報償金
- (ウ) 旅費
- (エ) 消耗品費
- (オ) 消防庁舎等小破修繕
- (カ) 消防職員等被服費
- (キ) 専門研修負担金

ウ 契約事務

- (ア) 消防救急デジタル無線保守等の委託契約
- (イ) 高機能消防指令・情報システム等の賃貸借契約
- エ 工事の設計・施行及び監督業務
 - (ア) 第11支団第2分団車庫整備新築工事
- オ 財産管理
 - (ア) 備品管理
 - (イ) 郵便切手の受払い

第2 監査の結果

適正に執行されているものと認められた。

第3 意見

1 執務環境について

「安全・安心な市民生活の確立」を達成するために、出場待機時等の執務環境の更なる改善に取り組まれない。